

特定退職金共済制度 ご加入の皆さまへ

川崎商工会議所

パンフレット一部読み替えのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当商工会議所「特定退職金共済制度」パンフレットにおきまして、法令^(※)への対応のため、2021年4月以降は下記のとおり文章の読み替えをお願いいたします。

(※)パートタイム・有期雇用労働法が2021年4月より中小企業に適用となります。

敬具

記

【読み替えいただく箇所】

パンフレット裏面 - 制度の取り扱い

(読み替え前)

- 加入するときは〔任意包括加入〕
この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。また加入時に、事業主は、従業員の同意を得てください。事業主、役員(使用人兼務役員を除く)もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

*期間を定めて雇われている者 *試用期間中の者 *パートタイマーのように労働時間の特に短い者
*季節的な仕事のために雇われている者 *非常勤の者 *休職中の者

上記文章の下線部について、以下のとおり読み替えをお願いいたします。

(読み替え後)

なお、様々な部署等で継続的に就労することが期待されることのない(又は少ない)次のような方は、原則として加入させなくてもさしつかえありません。

以上